

## 和歌山市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、令和元年6月28日付けで提出された「住民監査請求書」（以下「本件請求」という。）について、次のとおりであるので、公表する。

令和元年7月26日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同 上	柳	野	純	夫
同 上	芝	本	和	己
同 上	中	塚		隆

### 第1 監査の請求

本件請求の要旨は次のとおりである。

- 1 請求の対象となる執行機関又は職員  
和歌山市長（以下「市長」という。）
- 2 請求の趣旨

和歌山市議会における会派である至政クラブが平成29年10月24日及び同月30日に調査費として支出した129,720円は違法不当であり、市長は同クラブに対し、当該金額の不当利得返還請求権があるにもかかわらず、その権利を行使することを怠っている。

- 3 請求の理由

和歌山市（以下「市」という。）が平成29年度に至政クラブに対し交付した政務活動費のうち、調査費として東京を行き先とする旅費の支出が見受けられた。

政務活動として行った調査に関しての旅費は認められているが、相手先、目的、効果等何ら明らかにされていないものである上に、現地に行ったか定かではなく、明らかに政務活動費が支出できるものには該当しない。

- 4 市に生じている損害

至政クラブが不当に利得した129,720円

- 5 求める必要な措置

監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう勧告することを求める。

至政クラブが調査費として支出した129,720円について返還を求めること。

### 第2 当監査委員の判断

法第242条に定める住民監査請求においては、市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、または行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、違法又は不当な公金の支出等の事実を証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。これは、事実

に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を求めることの弊害を防止するためであると解する。

本件請求において、請求人は、至政クラブが調査費（旅費）として支出した合計 129,720円は、相手先、目的、効果等明らかでない上、出張は現地に行ったかどうかも定かではなく、違法又は不当な公金等の支出であるといった見解・意見を主張するが、具体的な事実を証する書面の提出は認められなかった。

よって、本件請求は、法第242条に定める要件を満たさない不適法な請求であると認め、これを却下する。